

事業系ごみの分別・出し方



ガイドブック



事業系ごみとは？

事業系ごみとは、**営利・非営利にかかわらず**、事業活動に伴うすべてのごみのことです。不適正処理は**法律で罰せられる**場合があり、「**知らなかった**」は通用しません！

⊘ 不適正処理の例

- ・家庭用ごみステーションへ事業系ごみを排出する。
- ・産業廃棄物(ビニール・プラスチック・金属など)を事業系一般廃棄物として排出する。
※産業廃棄物の種類は裏表紙参照
- ・基準を満たさない設備(ドラム缶など)で焼却する。

排出する前に分別

リサイクルできるもの

再資源化できるもの
(例)古紙、アルミ缶、ビンなど



【処理方法】

- ①民間再資源化施設へ自己搬入する
- ②許可業者に収集運搬を委託する

※捨てる前にリサイクルを考えましょう！

廃棄物



家庭系ごみ



事業系ごみ

産業廃棄物

事業系一般廃棄物

※家庭用ごみステーションに事業系ごみは出せません！

事業系ごみの種類と主な処理方法



産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定めるもの(裏表紙参照)
(例)ビニール・プラスチック・金属など

処理方法

- ①産業廃棄物処理施設へ自己搬入する
- ②許可業者に収集運搬を委託する



事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、**産業廃棄物以外**のもの
(例)食べ残しなど

処理方法

- ①一般廃棄物処理施設へ自己搬入する
- ②許可業者に収集運搬を委託する

※詳しくは次ページ以降をご覧ください



HIMEJI CITY
姫路市

令和8年4月



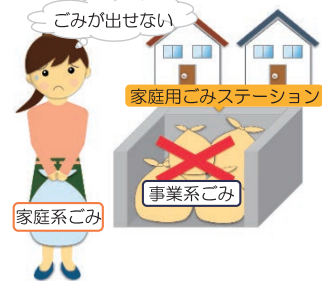
家庭用ごみステーションに 事業系ごみは出せません！

事業系ごみを家庭用ごみステーションに出すことはできません。
不法投棄は廃棄物処理法第25条により以下の罰則が科せられます。

【罰則】

- 5年以下の拘禁刑
- 1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金

※排出事業者を含めて罰則の対象となります。
※リサイクルできるものも排出禁止です。



住居と店舗が同じ建物の場合でも、 ごみは別々に処理してください。

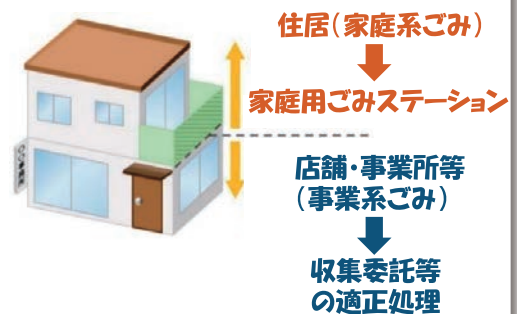
住居と店舗・事務所等が同一建物の場合は、
住居から出る**家庭系ごみ**と、店舗等から出る
事業系ごみ(事業系一般廃棄物・産業廃棄物)に
分別し、適正に処理してください。

【住居部分】

家庭系ごみ ⇒ 家庭用ごみステーションへ

【店舗・事務所部分】

事業系ごみ ⇒ 自己搬入・収集委託等



事業系ごみは法律によって 処理方法が決められています。

事業系ごみは、**廃棄物処理法**によって決められた以下の方法で処理する
必要があり、違反すると**罰則**が科せられます。

【処理方法】

① 自ら処理施設に持ち込む

※産業廃棄物は市の処理施設(エコパークあぼし等)へ搬入できません。

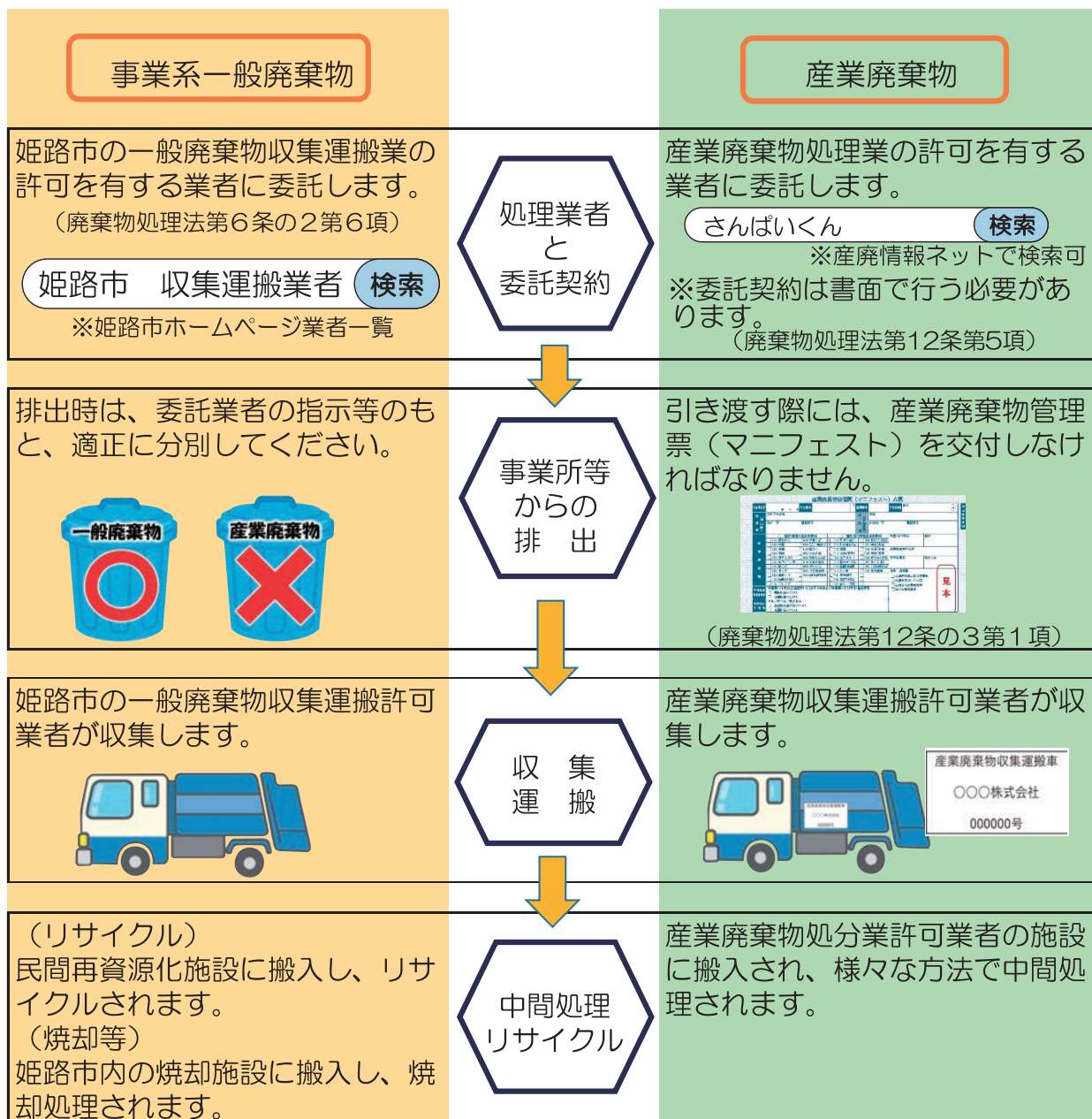
② 許可業者に収集運搬を委託する

※委託する業者が必要な許可を受けているか否か必ず確認してください。

※ドラム缶などでの焼却処分、不法投棄は**違法**です。



事業系ごみの処理委託の大まかな流れ



 **違反があれば、排出事業者も罰則の対象となります。**

問合せ先

★一般廃棄物に関すること

- リサイクル課 …… 079-221-2404
- 市川美化センター …… 079-282-5389
- エコパークあぼし …… 079-272-5551

★産業廃棄物に関すること

- 廃棄物対策課 …… 079-221-2405



産業廃棄物の種類と具体例

| | 種類 | 具体例 |
|---------------|-------------------------|--|
| あらゆる事業活動に伴うもの | ① 燃え殻 | 石炭殻、コークス灰、産業廃棄物の焼却炉の残さ |
| | ② 汚泥 | 排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等 |
| | ③ 廃油 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、タールピッチ、シンナー等廃溶剤 |
| | ④ 廃酸 | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液 |
| | ⑤ 廃アルカリ | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属石鹼廃液等全てのアルカリ性廃液 |
| | ⑥ 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物（ビニルくず、発泡スチロールくず、ペットボトルなど） |
| | ⑦ ゴムくず | 生ゴム、天然ゴムくず |
| | ⑧ 金属くず | 鉄鋼又は非鉄金属の破片、空缶、金属スクラップ、研磨くず、切削くず等 |
| | ⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、陶磁器くず、インターロッキングくず、レンガくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、廃石膏ボード等 |
| | ⑩ 鋳さい | 鋳物廃砂、スラグ、ノロ、ボタ、不良石炭、粉炭かす等 |
| | ⑪ がれき類 | 工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物 |
| | ⑫ ばいじん | 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設に於いて発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの |
| 特定の事業活動に伴うもの | ⑬ 紙くず | 【建設業】工作物の新築、改築又は除去により生じた紙くず 【パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業】紙くず |
| | ⑭ 木くず | 【建設業】工作物の新築、改築又は除去により生じた木くず 【木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業】木材片、おがくず、バーク類等 【すべての事業活動】貨物の流通のために使用したパレット等 |
| | ⑮ 繊維くず | 【建設業】工作物の新築、改築又は除去により生じた繊維くず 【衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工業】木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず |
| | ⑯ 動植物性残さ | 【食料品製造業、医療品製造業、香料製造業】あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚のあら及び獣の内臓等の固形状の不要物 |
| | ⑰ 動物系固形不要物 | 【と畜場】処分した獣畜に係る固形状の不要物 【食鳥処理場】処理した食鳥に係る固形状の不要物 |
| | ⑱ 動物のふん尿 | 【畜産農業】牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿 |
| | ⑲ 動物の死体 | 【畜産農業】牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 |
| | ⑳ | 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えば、コンクリート固形化物、政令第2条第13号処理物） |



市の処理施設(エコパークあぼし・市川美化センター)へ
産業廃棄物は持ち込めません！



HIMEJI CITY
姫路市

令和8年4月